

2福保医安第560号
令和2年10月15日

各特別区保健衛生主管部長 殿

東京都福祉保健局医療政策部長
(公 印 省 略)

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス及びそのQ&Aの一部改正について

平素より、都の保健医療行政に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、別添のとおり個人情報保護委員会事務局長等から連名通知及び事務連絡がございましたのでお知らせいたします。

つきましては、下記及び別添案内の内容に御留意の上、関係機関及び関係職員への周知について、よろしくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

なお、公益社団法人東京都医師会、公益社団法人東京都歯科医師会及び都内各病院には当部医療安全課から別途連絡しておりますので申し添えます。

記

送付書類

- ・医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスの一部改正について (令和2年10月9日付個情第1312号等)
- ・「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に関するQ&A(事例集)の一部改正について(令和2年10月9日付事務連絡)

(問合せ先)

東京都福祉保健局医療政策部医療安全課指導担当
電話03-5320-4432

事務連絡
令和2年10月9日

各都道府県知事 殿

個人情報保護委員会事務局長
厚生労働省医政局長
厚生労働省医薬・生活衛生局長
厚生労働省老健局長

「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に関するQ&A（事例集）」の一部改正について

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いを支援するために、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に関するQ&A（事例集）」（「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に関するQ&A（事例集）」について」（平成29年5月30日付け事務連絡）別添。以下「Q&A」という。）を作成し、その周知を図っているところです。

今般、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）の一部が改正されたことに伴い、Q&Aの一部を別添のとおり改正しましたので、貴職におかれましては、貴管内の関係機関・関係団体等に対する周知等よろしくお取り計らい願います。

また、貴管内市区町村（指定都市、中核市、保健所設置市及び特別区等を含む。）に対しても、併せて周知願います。

個 情 第 1312 号
医政発 1009 第 39 号
薬生発 1009 第 4 号
老 発 1009 第 1 号
令和 2 年 10 月 9 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

個人情報保護委員会事務局長
(公 印 省 略)
厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)
厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)
厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのための
ガイドンスの一部改正について (通知)

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いを支援するために、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドンス」(平成 29 年 4 月 14 日付け個情第 534 号・医政発 0414 第 6 号・薬生発 0414 第 1 号・老発 0414 第 1 号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省医政局長・医薬・生活衛生局長・老健局長通知別添。以下「ガイドンス」という。)を作成し、その周知を図っているところです。

今般、個人情報の保護に関する法律施行規則(平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号)の一部が改正されたことに伴い、ガイドンスの一部を下記のとおり改正しましたので、貴職におかれましては、貴管内の関係機関・関係団体等に対する周知等よろしくお取り計らい願います。

また、貴管内市区町村(指定都市、中核市、保健所設置市及び特別区等を含む。)に対しても、併せて周知願います。